

中野市農業資材等価格高騰緊急対策事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、原油価格及び物価の高騰の影響を受ける市内農業者の経営の安定を図るため、園芸肥料、きのこ培地資材及び畜産飼料の価格の上昇分の一部を支援し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、中野市補助金等交付規則（平成30年中野市規則第10号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(成果の指標)

第2条 当該補助事業に係る規則第19条第3項に規定する指標は、農業経営の維持とする。

(補助対象者)

第3条 補助の対象となる者は、市内に住所を有し、農産物等の生産を行い農業収入がある個人又は法人とする。ただし、国の肥料価格高騰対策事業費補助金交付要綱（令和3年12月20日付け3農産第2155号農林水産事務次官依命通知）に基づく補助金の対象となる者は除く。

(補助対象事業等)

第4条 補助金の対象となる事業、対象費用、対象期間及び補助額は、別表のとおりとする。

(補助金交付の申請及び実績報告)

第5条 規則第3条の申請書及び規則第10条の実績報告書は、中野市農業資材等価格高騰緊急対策事業補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）によるものとし、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 経費の支払を証する書類
- (2) 農業資材等の購入数量が確認できる書類
- (3) 個人の場合は、令和4年の所得税青色申告決算書（農業所得用）又は収支内訳書（農業所得用）の写し
- (4) 法人の場合は、令和4年12月31日までの間に終了する事業年度の法人税及び地方法人税の申告に添付した書類の写し

(補助金交付の請求)

第6条 規則第13条の規定による交付請求は、中野市農業資材等価格高騰緊急対策事業補助金交付請求書(様式第2号)により行うものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年12月28日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

別表(第4条関係)

対象事業	対象費用	対象期間	補助額
1 園芸肥料価格高騰緊急対策事業	化学肥料の購入費用	個人の場合は、令和4年1月1日から令和4年12月31日まで、法人の場合は、令和4年12月31日までの間に終了する事業年度	化学肥料1袋当たり60円とし、1,000円未満の端数は切り捨てる。ただし、栽培面積1アール当たり300円を限度とする。
2 きのこ培地資材価格高騰緊急対策事業	培地資材の購入費用		培地資材の重量1トン当たり1,000円とし、1,000円未満の端数は切り捨てる。
3 畜産飼料価格高騰緊急対策事業	飼料の購入費用		配合飼料については、重量1トン当たり4,400円、粗飼料については、重量1トン当たり3,800円とし、1,000円未満の端数は切り捨てる。ただし、令和4年2月1日現在における飼養頭羽数1頭羽当たり乳牛は20,000円、肉牛は10,000円、豚は1,000円、鶏は100円、その他家畜は300円を限度とする。

様式第1号（第5条関係）

中野市農業資材等価格高騰緊急対策事業補助金交付申請書兼実績報告書

年 月 日

中野市長 あて

申請者 住所又は所在地
氏名又は名称
代表者氏名
電 話

下記のとおり事業を実施したので、中野市農業資材等価格高騰緊急対策事業補助金交付要綱の規定に基づき、補助金の交付を申請します。

記

事業の名称	
事業の目的及び内容	
事業の成果を示す目標数値	
事業に要する経費	
事業完了の予定期日	
補助金申請額	
申請額の算出基礎	

添付書類

- 1 経費の支払を証する書類
- 2 農業資材等の購入数量が確認できる書類
- 3 個人の場合は、令和4年の所得税青色申告決算書（農業所得用）又は収支内訳書（農業所得用）の写し
- 4 法人の場合は、令和4年12月31日までの間に終了する事業年度の法人税及び地方法人税の申告に添付した書類の写し

審査のため、市で保有する情報を確認することについて同意します。

氏名又は名称及び代表者氏名

様式第2号（第6条関係）

中野市農業資材等価格高騰緊急対策事業補助金交付請求書

年 月 日

中野市長 あて

請求者 住所又は所在地
氏名又は名称
代表者氏名
電 話

年 月 日付け中野市達 第 号で補助金額の確定のありました中野市農業資材等価格高騰緊急対策事業補助金を下記のとおり請求します。

記

1 請求額 円

2 振込先

金融機関名		店 舗 名	
口座種別		口座番号	
フリガナ			
口座名義			